

事 務 連 絡
平成 3 0 年 9 月 7 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

高等学校等における生徒の運転免許の取得に係る留意事項等について

平素から、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

この度、警察庁交通局運転免許課長から、別紙のとおり、高等学校等（高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校をいう。以下同じ。）卒業予定者の運転免許の取得について依頼がありました。

指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）においては、例年、1月から3月までが繁忙期となっており、教習生が予約を取りづらくなることや、教習指導員の確保や超過勤務等の課題が生じているとされています。また、その要因の一つとして、高等学校等の生徒が当該時期に集中的に入所することが挙げられています。

高等学校等の生徒に、在学中の運転免許の取得を認めるか否かは、当該学校の教育目的を達成する観点から、各学校等において適切に御判断いただいているところですが、今後、指定教習所を取り巻く環境を踏まえ、指定教習所から個別に相談があることも考えられるところです。

このため、高等学校等における生徒の運転免許の取得に係る留意事項を、下記のとおり整理しましたので、貴職におかれては、適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、下記 1. に記載している協議の申入れが、指定教習所の団体から教育委員会等に対してあったときは、貴職において適切に対応するとともに、必要に応じ、各学校等へ引き継いでいただきますようお願いいたします。

また、このことについて、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校等及び高等学校等を所管する域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第

12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校に対して、周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行により、車両総重量7.5トンまでの貨物自動車を運転できる準中型自動車免許が新設されました。当該免許は、普通自動車免許を保有しなくとも18歳から取得可能となっています。このことについては、「道路交通法改正により新設される準中型免許制度の高等学校に対する周知について（依頼）」（平成28年11月1日付け事務連絡）により周知を依頼したところですが、改めて、域内の高等学校等に対して周知していただくようお願いします（別紙の別添2参照）。

記

1. 校則の性質及び指定教習所からの相談への対応について

高等学校等の生徒に、在学中の運転免許の取得を認めるか否かについては、各学校の校則において適切に定められているものと承知している。一般に、校則は、学校が教育目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲内において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものであり、その内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の実情、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直すことが必要である。また、校則の制定や見直しは、最終的には当該学校の教育に責任を負う校長の権限において適切に判断されるべき事柄であるが、見直しに当たっては、児童生徒が話し合う機会を設けたり、保護者からの意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加した上で決定することが望ましいと考えられる。

その上で、指定教習所から各学校等に対し、生徒の運転免許の取得に係る相談があった場合は、各学校等は指定教習所と協議するなど適切な対応を行うこと。なお、高等学校等における生徒の運転免許の取得を認めるか否かについては、最終的には校長の権限において適切に判断されるべき事柄であること。

2. 在校生に対する交通安全教育の実施について

高等学校等の生徒に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄等を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど、責任をもって行動することができる健全な社会人を育成することが重要である。

したがって、高等学校等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育として、自他の生命を尊重する態度の育成、交通事故には責任や補償問題が生じることを理解させ、加害事故を起こさない努力が必要であるという視点を重視した交通安全教育を行うこと。特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、具体的な事例を適宜取り上げ、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体等と連携しながら、

安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、二輪車の実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図ること。

(本件担当)

【校則について】

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電話番号 03-5253-4111 (内線3298)

【交通安全教育について】

初等中等教育局健康教育・食育課
交通安全・防犯教育係

電話番号 03-5253-4111 (内線2695)



事 務 連 絡
平 成 3 0 年 9 月 7 日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 殿

警察庁交通局運転免許課長

高等学校等卒業予定者の運転免許の取得について

例年、高等学校等卒業予定者の運転免許の取得時期が1月から3月に集中し、指定自動車教習所のいわゆる繁忙期の一要因となっており、高等学校等卒業予定者の円滑な運転免許取得にも支障が生じるおそれがあります。

なお、全日本指定自動車教習所協会連合会からも別添1のとおり、要望がなされているところです。

こうした状況をご理解の上、貴省におかれましても、運転免許取得に関し、学業等との両立に配慮しつつ、計画的な運転免許取得がなされるようご配慮をお願いします。

また、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。）により、車両総重量7.5トンまでの貨物自動車を運転できる準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）が新設され、同法は平成29年3月12日から施行されました（別添2参照）。

準中型免許は、普通自動車免許を保有しなくとも18歳から取得可能であり、警察庁におきましては、関係団体等と連携し、準中型免許制度について周知に努めているところです。貴省におかれましても、各都道府県教育委員会等を通じ、各高等学校等に対して、高等学校等卒業予定者が準中型免許を取得可能なことについても、改めて周知していただくよう、重ねてお願いいたします。

【本件担当】

警察庁交通局運転免許課教習所係
電話：03-3581-0141（内線：5355）

全指連発第 186 号
平成 30 年 9 月 4 日

警察庁交通局運転免許課長 殿

一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会
会長 田中 節夫

高校生の自動車教習所への入所に関する要望について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素から当連合会の業務につきまして、格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、18 歳になった者は普通免許や準中型免許を取得できますが、自動車教習所への入所を禁止・制限する高校の校則の存在により、指定自動車教習所では、例年 1 月から 3 月までの間、高校生の入所が集中し繁忙期が生じています。

その結果、一部の指定自動車教習所では、就職が内定した高校 3 年生の生徒が、必要な運転免許を就職する 4 月までに取得することができないなど、生徒本人及び就職先に多大な負担を生じさせている事例が発生していると承知しています。

また、繁忙期には、教習指導員等職員が過大な時間外労働を強いられており、政府が推進する働き方改革の流れの中で改善しなければならない喫緊の課題となっています。

さらに、繁忙期には、公安委員会から受託している高齢者講習の実施体制が十分に確保できず、講習の受講待ち期間の長期化という弊害が生じています。

指定自動車教習所では、政府の第 10 次交通安全基本計画における「高校生に対する交通安全教育の推進」に努めるとともに、交通事故から生徒等の生命身体の安全を守るため、自動車教習所として運転免許取得時の教育の一層の充実を図ることはもとより、運転免許取得後の補完的な交通安全教育についても、効果的な取組を推進してまいりたいと考えております。

以上のようなことに加え、成年年齢を 18 歳に引き下げることを内容とする改正民法の公布などの社会的要請も踏まえ、高校において、自動車教習所への入所を禁止・制限する校則の撤廃、又は 18 歳になった者が希望する場合には運転免許を取得することが可能となるよう校則の運用緩和が行われることを強く要望するものであり、関係当局によるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

改正道路交通法の概要（準中型免許関係）

18歳から取得可能な免許

準中型免許 の新設

1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満（最大積載量4.5トン未満）の自動車を運転できます（普通自動車も運転できます）。
普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満（最大積載量2トン未満）となります。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。
※普通免許は最短15日

3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

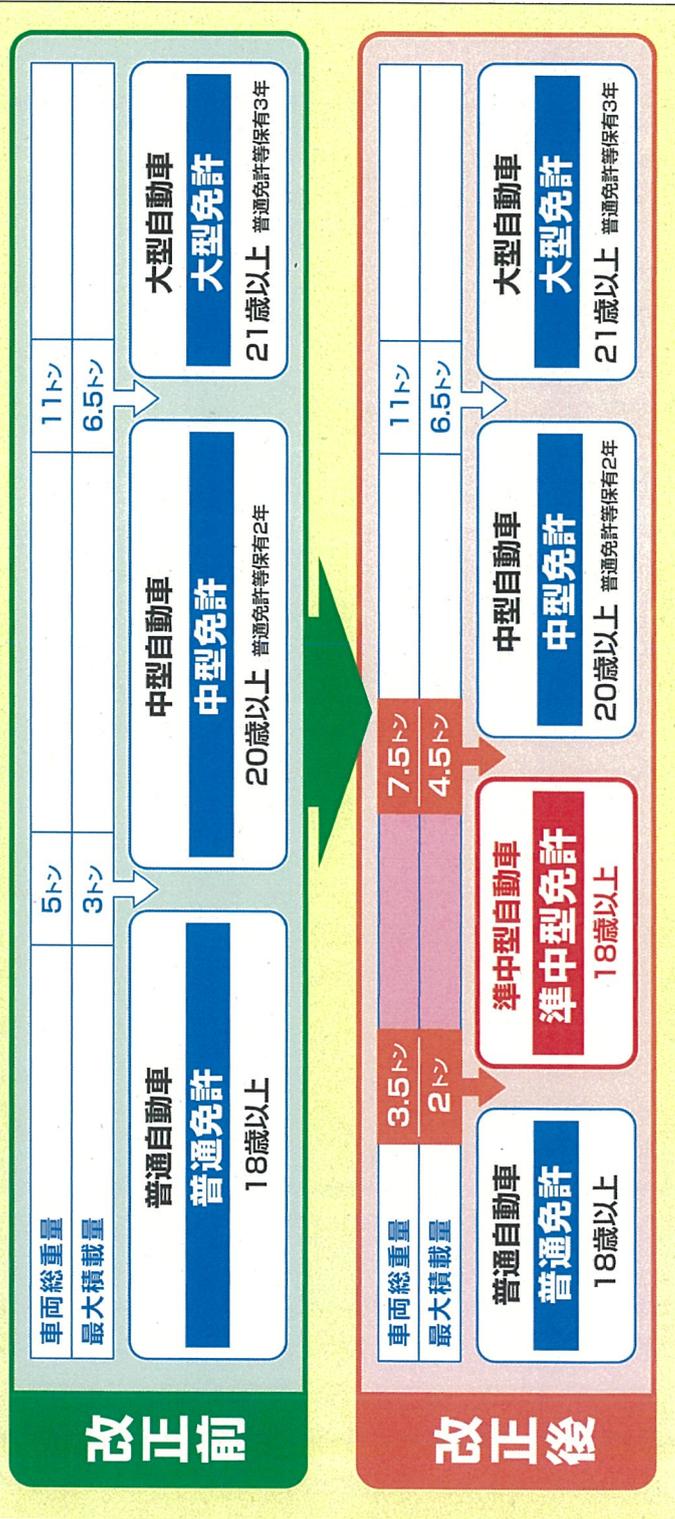
初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークを付けなければなりません。

4. すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査(※)に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※審査は、指定自動車教習所で最低4時間の教習を受けた上での審査又は免許試験場での技能審査等いずれかになります。

■ 免許の区分、受験資格等の改正概要について



18歳から
普通免許なしでもOK!



別添2